

7 患者及び感染者等

(1)現状と課題

- ①『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画(平成 9 年)には、HIV感染者、ハンセン病に対する偏見や差別が人権に関する重要課題の一つとして取り上げられています。
- ②ハンセン病(注 17)は極めて感染力の弱い病気であり、完治も可能となったにもかかわらず、「らい予防法(平成 8 年廃止)」により、長年強制隔離政策が続けられ、その結果、本人はもとより家族や親族も長年、偏見や差別に苦しめられてきました。療養所に入所中の人は長期にわたって社会から隔離された生活を送ってきたことや高齢化により社会復帰が困難な状況にあります。

注 17 ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症。今日では治療法が確立しており、早期発見・早期治療により比較的容易に完治する。

- ③HIV(注 18)は、正しい知識を持って行動することで感染を防ぐことができます。しかし、正しい知識の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、HIV感染者の多くは、日常生活で多くの不利益と苦痛を受けています。

注 18 HIV

ヒト免疫不全ウイルス。後天性免疫不全症候群(AIDS:エイズ)の原因となるウイルス。

- ④近時は、新型コロナウイルス感染症に関連して、新しい感染症への不安や正しい知識の不足などの理由から、感染者及びその家族、医療・福祉従事者及びその家族への偏見・差別などの人権問題が発生しました。令和3年2月には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症等の患者等に対する差別的取扱いの防止にかかる国及び地方公共団体の責務規定が設けられました。
- ⑤その他、ウイルス性肝炎などの各種感染症や慢性病患者も周囲の正しい知識の不足のため、差別的発言を受けることや就労問題など様々な人権問題に直面しています。
- ⑥医療が個人の尊厳の保持を旨とし、医療の担い手と受ける者との信頼関係に基づき行われるためには、医療関係者と患者・家族の話し合いが十分になされ、納得した医療が提供されることや主治医以外の医師から意見を聞くセカンドオピニオンなど、患者の人権と主体性を尊重した医療のあり方が重要です。

(2)取組の方向性

- ①ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発のため、ハンセン病療養所入所者の里帰りや訪問・交流などを事業とする「島根県藤楓協会」と連携を深めるとともに、各種人権研修等の一環として療養所の訪問等を取り入れます。

- ②「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)」の改正に伴い策定した「松江市感染症予防計画」に基づき、各種感染症や様々な疾患に対する正しい知識の普及に努め、偏見や差別意識の解消を図ります。
- ③HIVや肝炎ウイルスの検査を匿名で実施し、不要な不安を取り除き正しい理解の啓発を図ります。
- ④若い世代に対しては、学校等と連携した啓発事業をすすめ、HIV感染症や性感染症についての正しい知識や予防等の教育・啓発を進めます。
- ⑤松江市立病院では、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、患者の権利を尊重した診療を推進します。
- ⑥インフォームドコンセント(注 19)やセカンドオピニオンについて啓発を推進します。

注 19 インフォームドコンセント

医師が患者に対し、病状や治療目的、危険度などを十分に説明し、同意を得てから治療を行うこと

8 犯罪被害者やその家族

(1)現状と課題

- ①犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症といった直接的被害だけでなく、興味本位のうわさや心ない中傷等によって名誉が傷つけられたり、被害を受けて苦しんでいることについて職場や学校など身近な人から理解が得られなかったり、時にはマスメディアの行き過ぎた取材や報道をされるといった二次被害を受けるなど、被害後長期にわたって私生活の平穏が脅かされる問題が指摘されています。
- ②こうした犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成 17 年 4 月「犯罪被害者等基本法」が施行されました。同法第 3 条では、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、被害の状況及び原因、犯罪被害者等がおかれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じること、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく支援を行うことが基本理念として定められました。
- ③その翌年、国は同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等が直面する困難な状況を支援するための施策を示しました。近時は、令和 3 年 3 月に閣議決定された「第 4 次犯罪被害者等基本計画」において、「5 つの重点課題」に対する施策が掲げられ、関係府省庁において横断的かつ総合的な取組が進められています。
- ④島根県においては、平成 18 年に「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」、令和 4 年には「島根県犯罪被害者等支援条例」が施行され、犯罪被害者等支援の基本となる事項等が定められるとともに、犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報・啓発、支援のための体制の整備といった取組が進められてきました。本市も総合窓口の一つとして関係機関

と連携しながら対応に努めています。

- ⑤しかしながら、犯罪被害者等のおかれた立場に対する理解が広く浸透し、支援に対する十分な協力が得られているとは言えない状況にあります。私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害からの回復には、被害者の周囲の人々による温かく途切れのない支援が不可欠であり、被害者やその家族の人たちの立場に立って考え、社会全体で支えることが大切です。

(2)取組の方向性

- ①犯罪被害者やその家族がおかれている状況や直面している問題を理解し、社会全体で支援の取組が進むよう、教育・啓発に取り組めます。
- ②司法、行政、医療、民間企業等により組織される「島根県被害者支援連絡協議会」や「被害者支援地域ネットワーク」の一員として、島根県や島根県警察をはじめとする関係機関・団体等との連携を図り、適切な相談対応に努めます。

9 インターネットにおける人権侵害

(1)現状と課題

- ①インターネットやスマートフォンなどIT技術の急速な進歩は、情報収集の利便性を飛躍的に高め、ブログやSNS(注20)などの手段により容易に意見表明ができるようになるなど、私たちの生活やコミュニケーションのあり方をたいへん便利にしました。

注20 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
インターネット上で、人と人のつながりを構築するサービス。

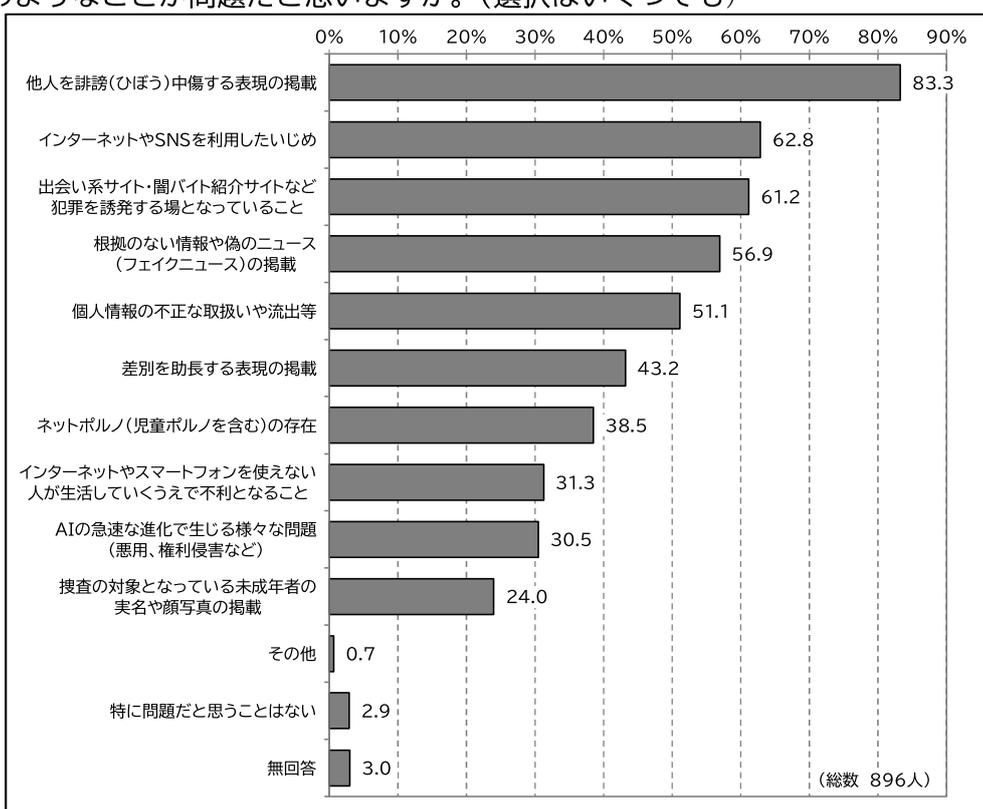
- ②一方で、インターネットの特性として、不特定多数に対し簡単に情報が発信できることや発信者の匿名性が高いこと、短時間で情報が拡散し、回収が困難なことなどがあります。その結果、個人情報の大量流出によるプライバシーの侵害、電子掲示板への誹謗中傷・差別的書き込み、将来にわたって深刻な人権侵害に発展する可能性があることなど、新たな人権問題が生じています。
- ③令和5年に実施した「人権に関する市民意識調査」における、インターネットや情報技術に関する人権問題について特にどのようなことが問題と思うかという設問では、「他人を誹謗(ひぼう)中傷する表現の掲載」、「インターネットやSNSを利用したいじめ」、「出会い系サイト・闇バイト紹介サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」、「根拠のない情報や偽のニュース(フェイクニュース)の掲載」、「個人情報の不正な取扱いや流出等」の5項目で回答が5割を超え、関心の広がりが高まりが感じられます。
- ④子どもたちの間のインターネットを利用した「いじめ問題」への対応も依然として大きな課題の一つであり、携帯電話やスマートフォンの普及により、SNSやメール、交流サイトなどを通じ

た様々なトラブルが起きています。

- ⑤平成 14 年 5 月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)(プロバイダ責任制限法)」が施行されました。これは、インターネットや携帯電話の掲示板などで個人の権利が侵害された場合のプロバイダが負う損害賠償の範囲や情報発信者の開示を請求する権利を定めたものです。令和 4 年 10 月には同改正法が施行され、発信者情報開示の簡易・迅速化を目的として新たな裁判手続きが創設されました。
- ⑥インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資することを目的とする、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)」が平成 15 年 9 月に施行されました。平成 20 年には一部改正され、事業者への規制強化が図られています。
- ⑦平成 23 年 6 月に改正された「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)」では迷惑メール対策の強化が図られています。
- ⑧平成 26 年 11 月にはいわゆる「リベンジポルノ」に対処するため「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成 26 年法律第 126 号)」が施行されました。
- ⑨インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダ等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任を認識することがますます重要となっています。

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■インターネット（SNSを含む）や情報技術（IT）に関する人権問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（選択はいくつでも）



(2)取組の方向性

- ①児童生徒に対しては、教科や特別活動の授業を通して「情報モラル教育」を実施します。併せて教職員や保護者を対象とした研修会・講演会を開催し、正しい知識の普及・啓発を進めていきます。
- ②正しい情報を主体的に判断して活用できるように、インターネットの利用に当たっては、利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに自分の人権を守ること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発していきます。

10 性の多様性に関する人権問題

(1)現状と課題

- ①人の性のあり方は、出生時に割り当てられた性だけでなく、性的指向（注21）、ジェンダーアイデンティティ（以下、「性自認」という。）（注22）などの様々な要素で構成されています。また、性的指向や性自認などは、単純に男女の二分類に分けられるものではありません。

注21 性的指向

人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念。性の指向は人によって一様ではなく、異性を好きになる人、同性を好きになる人、好きになる相手の性別を問わない人、男性・女性どちらに対しても恋愛感情をあまり抱かない人など、多様である。

注22 ジェンダーアイデンティティ(性自認)

自分の性をどのように認識しているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもある。出生時に割り当てられた性と性自認が一致しない人々は、「トランスジェンダー」と呼ばれる。また、出生時に割り当てられた性と性自認を医学的な方法で適合させようとする場合「性同一性障害(性別不合)」という診断名がつけられる。

- ②これまでの社会制度や慣習の多くは、自分と異なる性に性的指向が向かい、出生時に割り当てられた性と性自認が一致していることを暗黙の前提としていました。
- ③しかしながら、性のあり方は人それぞれに多様です。このような性の多様なあり方の概念をSOGI（注23）と言います。LGBT等(性的マイノリティ)（注24）の人々は、周囲の人から偏見の目で見られたり、就職や病院での診察、病院等での同性パートナーの面会の際などに差別を受けるなど、不当な扱いや差別的な言動を受け、社会生活を営む上で困難を生ずることがあります。

注23 SOGI

性的マイノリティに限らずすべての人にかかわる多様な性のあり方の概念のこと。「SOGI」とは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を組み合わせた言葉。

注 24 LGBT 等(性的マイノリティ)

「LGBT」とは、女性の同性愛者(Lesbian)、男性の同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字を組み合わせた言葉。「LGBTQ」とは、「LGBT」の 4 項目以外の様々な性のあり方も含む総称。

- ④平成 16 年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成 15 年法律第 111 号)」(注 25)が施行され、一定の条件のもとで性別変更も認められるようになりました。しかし、性別変更の条件として、「現に未成年の子がいないこと」や「性別適合手術を終えていること」などが定められており、当事者が望む性に変更することは容易ではなく、さらなる緩和を求める意見もあります。

注 25 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害(性別不合)に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めた法律。次の 5 要件をすべて満たした場合は、家庭裁判所に性別変更の審判を請求することができる。

- ① 18 歳以上であること。
- ② 現に婚姻をしていないこと。
- ③ 現に未成年の子がいないこと。
- ④ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- ⑤ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

- ⑤学校現場において、文部科学省は平成 27 年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」、さらに翌年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」の手引きを示しました。令和 4 年には「生徒指導提要」を改訂し、「性的マイノリティに関する課題と対応」という節を追加しています。性的マイノリティとされる児童生徒の自己理解ならびに周りの理解を進めていく教職員の理解促進が必要です。

- ⑥令和 5 年 6 月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(注 26) が施行されました。

注 26 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

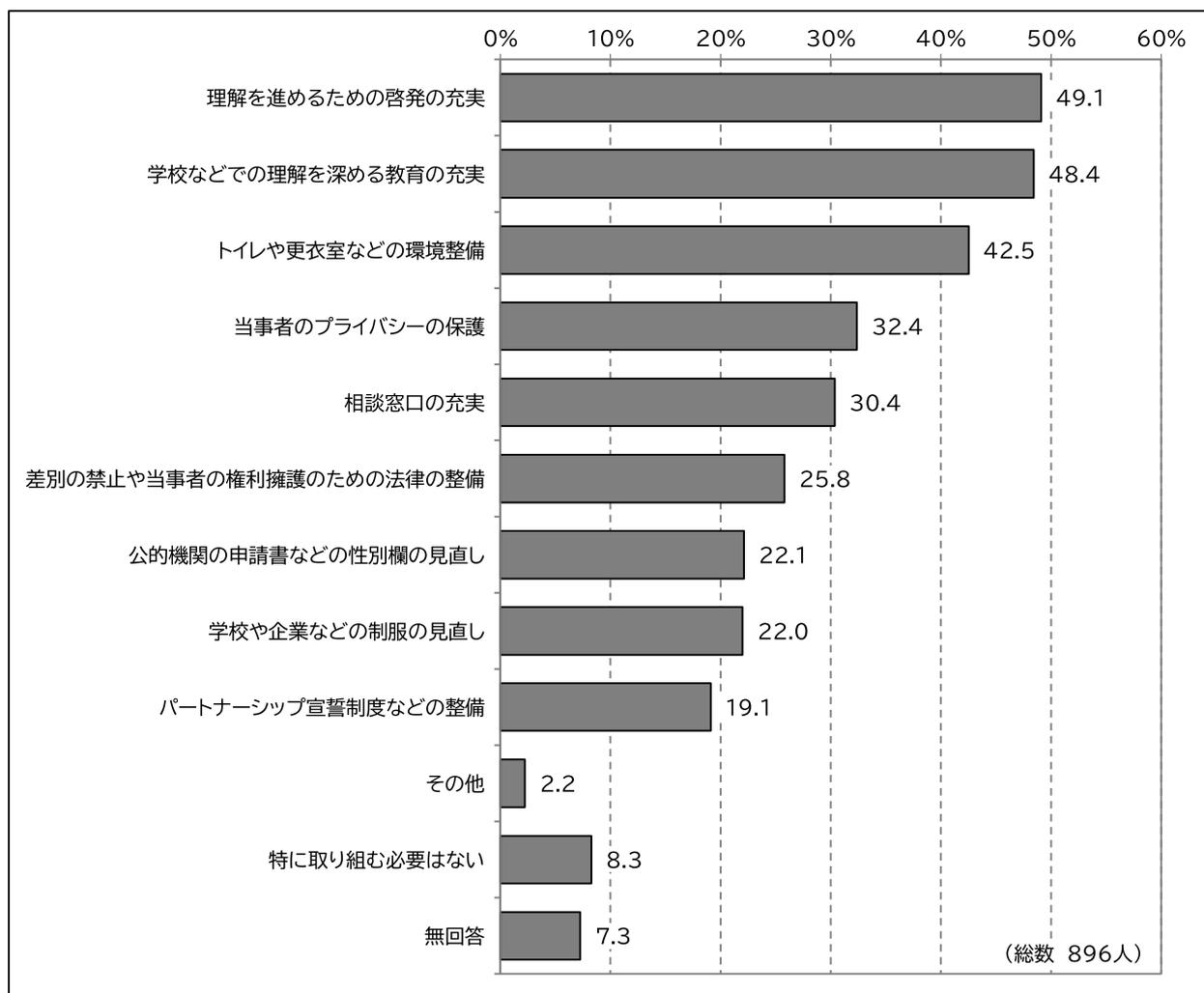
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない状況に鑑み、理解の増進のため、基本理念、国・地方公共団体・事業主等・学校の設置者の役割、基本計画の策定等について定めた法律。

- ⑦県内においては、令和 5 年 10 月、島根県と本市を含む県内全市町村が共同で「島根県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。また、島根県は令和 6 年 7 月 LGBT 等専門電話相談窓口「島根にじいろダイヤル」を設置し、セクシャリティに関わる悩みや困りごとについて誰でも匿名で専門の相談員に相談できる体制を整えました。

- ⑧これらの取組などにより、性の多様性に関することがメディアに取り上げられる機会が徐々に増え、人権課題の一つとして認識されつつありますが、国民の理解は必ずしも十分とは言えない状況があります。性の多様性に関する人権問題は、当事者を理解し支援しようとする人を増やしていくことなど、社会全体で取り組む必要があります。

◆「令和5年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■LGBT等（同性愛やトランスジェンダーなど）に関する人権問題を解決するためには、どのようにしたらよいとお考えですか。（選択はいくつでも）



(2)取組の方向性

- ①性の多様性についての理解が増進されるよう市民啓発に努めます。
- ②教職員への正しい知識の普及と理解増進に努めるとともに、性別違和を感じる子どもに限らず、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう環境を整備し、きめ細やかな対応に努めます。
- ③企業等に対し、理解の増進や就業環境の整備等が図られるよう、関係機関と連携し、啓発や情報提供に努めます。
- ④パートナーシップ宣誓制度について県内自治体と連携しながら、本市が提供するサービスについて引き続き検討を進めるなど、当事者の日常の困難を軽減し、偏見や差別のない中で自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

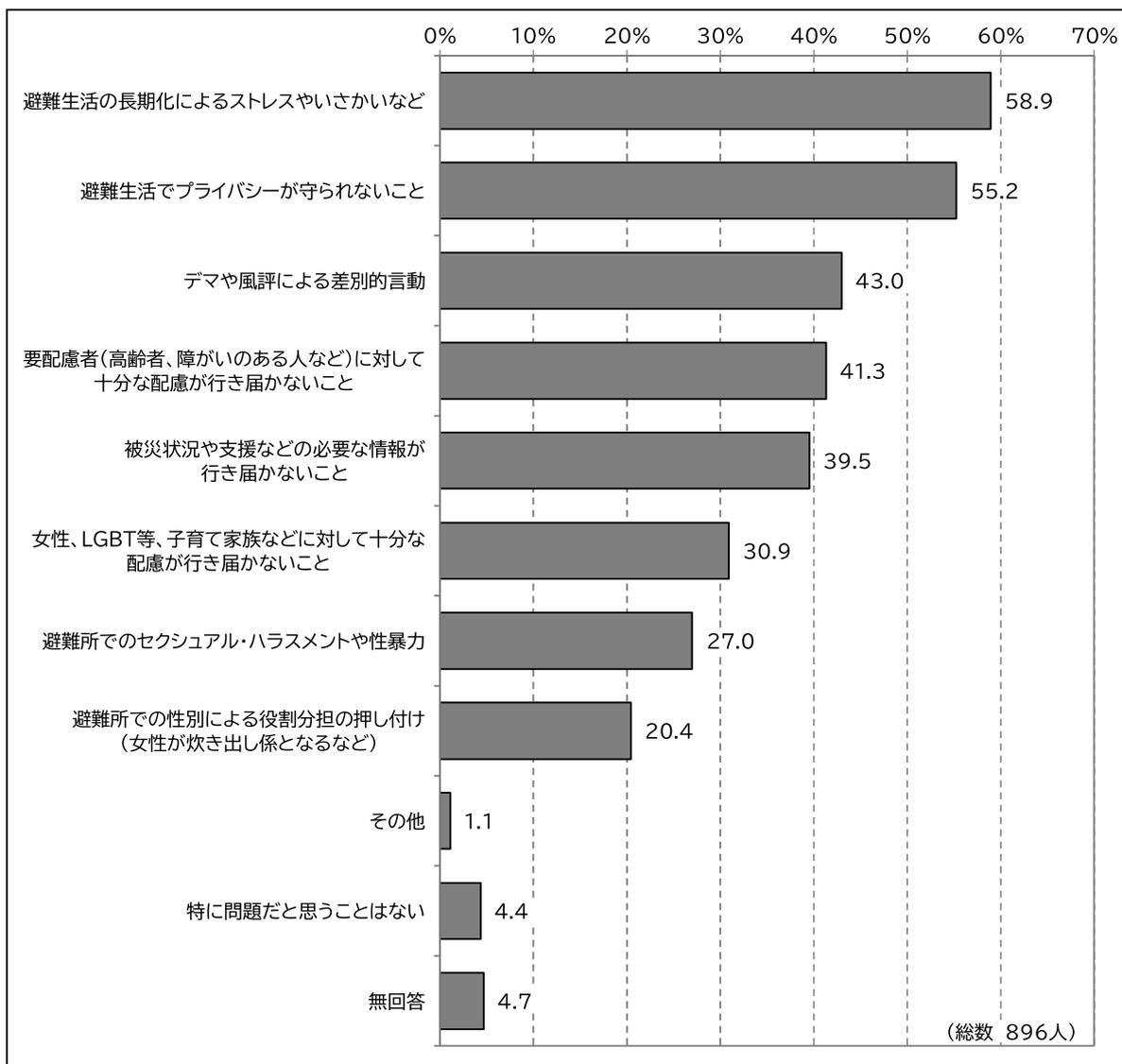
11 災害に伴う人権課題

(1)現状と課題

- ①平成 7 年 1 月 17 日の阪神淡路大震災、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災、近年では平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨災害など多くの災害を経験し、その都度、防災対策のあり方についての見直しが行われています。さらに、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震でも貴重な人命や財産が失われている現実があります。
災害は多くの命を危険にさらし、多くの苦しみを強いるものであり、こうした事態そのものが、人権を大きく損なうものであります。自然災害をゼロにすることは、現実的には不可能です。災害が発生した場合に、その被害を最小限に抑える減災という考えが重要となります。
- ②視覚や聴覚に障がいのある人や日本語の理解が困難な人に配慮し、情報伝達方法の多様化を図る必要があります。
- ③高齢者や障がいのある人など、自力または同居者の支援による避難が困難な人に対して、「避難行動要支援者名簿」の活用を通じて、災害発生時のみならず、平時からの見守り活動を推進することも重要です。
- ④過去の災害では、避難所における人権問題も発生しています。一人一人の特性に配慮した避難所運営に努める必要があります。
- ⑤災害の種類や規模によっては、生まれ育った故郷を離れ、長期に渡る避難生活を余儀なくされている被災者もいます。しかし、一方では災害転入者へのいじめや差別等の人権問題が発生している事実もあります。このような事案を未然に防ぐために家庭と学校が連携を取っていじめ防止に取り組んでいく必要があります。
- ⑥個人でできること、家庭でできること、地域でできること、職場でできることなどを、普段から考えられるような体制をつくり、防災や減災について自分自身のこととしてとらえ、対策を備えることが求められます。

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■災害時における人権問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(選択はいくつでも)



(2)取組の方向性

- ①ホームページのウェブアクセシビリティ(注 27)の確保や多国語での音声読み上げ対応など、そのニーズを把握しながら、情報が行き届くよう取組を進めます。

注 27 ウェブアクセシビリティ

利用者の障がいなどの有無やその程度、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトを提供されている情報やサービスを利用できること。またその到達度のこと。(政府広報オンライン HP)

- ②各地域で結成されている、様々な団体・組織が連携し、高齢者や障がいのある人などを災害から守ることができるよう推進します。

- ③「避難所運営マニュアル」を随時見直し、住民と行政が連携する研修・訓練の実施を通して、人権の観点での避難所運営について啓発・普及を図ります。避難所運営委員会の男女の比率にも配慮し、男女双方の視点に立った避難所の設置と運営を行います。また、自主防災組織役員への女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した物資の備蓄を行うなど、環境の整備に努めます。
- ④人権啓発や学校人権教育において、災害に関わる人権課題について啓発や教育のテーマに盛り込みます。
- ⑤各部署それぞれで行っている出前講座で、防災に関する講座依頼があった場合には、関係する複数の部署で連携、協力して対応します。

12 様々な人権課題

(1)現状と課題

北朝鮮当局による拉致問題

- ①北朝鮮当局による拉致問題も深刻な人権侵害です。平成 18 年(2006 年)には、「拉致問題 その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成 18 年法律第 96 号)」が施行されました。平成 23 年(2011 年)4 月には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。
- ②その中に「1970 年代から 1980 年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成 3 年(1991 年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。平成 14 年(2002 年)9 月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年 10 月、5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない」と拉致問題の現状が述べられています。
- ③その後、平成 26 年(2014 年)の日朝政府間協議により、北朝鮮は特別調査委員会を立ち上げ拉致被害者等の包括的かつ全面的な調査の実施を約束しましたが、平成 28 年(2016 年)2 月には核実験、ミサイル発射等を受けての日本独自の対北朝鮮措置の発表後、調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方向的に宣言しています。
- ④拉致問題の早期解決にあたっては、国内外の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。本市においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取組などを通じて正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を一層深める必要があります。

アイヌの人々

- ①古くから北海道、樺太、千島列島に生活していた先住民族であるアイヌの人々に対する民族としての歴史、文化、伝統に関する知識や理解の不足等から生じる偏見や差別の問題があります。
- ②令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対してアイヌであることを理由とした差別を禁止しているほか、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に寄与することを国民の努力義務として定めています。
- ③アイヌの人々の固有の言語や独自の文化、これらから生み出されてきた歴史や伝統を理解し、尊重することが大切です。

プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる問題であり、最大限保護されなければならないと考えます。近年の情報通信社会の進展に伴い、生活の利便性が向上する一方で、個人情報への取り扱いに対する不安が高まっています。

刑を終えて出所した人等

- ①犯罪をした人の多くが、安定した職業に就くことや住居を確保することが難しく、社会復帰をすることが困難な状況にあります。地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことが、再犯の防止につながります。
- ②「再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)」では、犯罪をした者、非行少年又は非行少年であった者を「犯罪をした者等」として再犯防止の対象に位置付け、地方公共団体においても、地域の状況に応じた再犯防止施策を策定し、実施する責務を有することが明記されました。
- ③急速に変化する社会の中で、孤独・孤立や生きづらさは誰もが抱えうる問題です。多様な背景を持つ人と人が共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるよう、国や民間協力者と連携を図っていきます。

生活困窮者等

- ①生活保護を受給していることや生活に困窮しているという理由で、偏見や差別があってはならないと考えます。
- ②平成 27 年には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階からの自立支援施策を強化し、生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を実施しています。

- ③松江市くらし相談支援センターにおいて、専任の相談支援員を配置し、生活困窮者の総合的な相談窓口として、相談者のニーズを把握しながら、その人に必要な支援を個別に実施します。また、ひきこもりなど社会的に孤立した生活困窮者の把握や刑余者、住むところがないなど複合的な問題を抱える人にも個々の状況に応じた支援を行います。

自死した人の遺族

- ①自死の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自死に至る原因は 1 つではなく、複数の要因が絡み合って引き起こされます。
- ②誰も自死に追い込まれることのない社会の実現をめざして、平成 18 年に「自殺対策基本法」が施行され、松江市も平成 30 年度に「松江市自死対策推進計画」を策定し、令和5年度に改定を行いました。
- ③自死した人の遺族は、家族がなくなったことに対して自責の念を抱きやすく、周囲からの偏見に見まわれるなど、社会的にも厳しい状況におかれることがあります。こうしたことから、自死遺族のこころのケアや問題解決に向けた支援の充実を図るとともに、市民の自死遺族への理解や支援の促進を図ることが必要です。

迷信や風習

地域社会に存在する迷信や風習の中には、合理的な根拠に乏しいものが数多くあります。迷信や風習に対する先入観が無意識のうちに偏見や差別意識につながる恐れもあり、日常生活における考え方や習慣についても問題意識を持つことが必要です。

様々な人権問題等

これまで述べてきた問題のほかにも、人身取引(トラフィッキング)事件をはじめ、ホームレス、日本に帰国した中国残留邦人とその家族に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在します。

(2)取組の方向性

- ①あらゆる機会を通して、人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための教育・啓発に努めます。
- ②今後新たに生じる問題も含めて、それぞれの人権問題の状況に応じて、その解決のため、関係機関と連携して施策を行います。